

## 原発事故及びALPS処理水の海洋放出に伴う諸外国・地域の規制措置 (2025年11月21日現在)

- ・掲載情報の正確性については万全を期しておりますが、農林水産省は利用者が当ホームページの情報を用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではありません。
- ・各國・地域の詳細な規制内容については、掲載した各國政府HP等を御参考に、各國の政府機関へ御確認して下さい。
- ・各國・地域から求められる政府作成の各種証明の取扱については、輸出国との間で発行条件等に関する協議が整い次第、順次当ホームページに掲載します。

### ① 輸入規制を措置している国・地域 (1/2)

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
中国	10都県 新潟	全ての食品、飼料	輸入停止	(※1) の放射性物質検査証明書については検査項目が日本政府と中国政府との間で合意されていないため、放射性物質検査証明書を発行することができません。 (※2) はALPS 処理水の海洋放出に伴う規制	駐日中国大使館 経済商務處 電話 03-3440-2011 FAX 03-3446-8242	
		米	政府作成の産地証明書を要求			
		米を除く食品、飼料	輸入停止			
		野菜及びその製品、乳及び乳製品、茶葉及びその製品、果物及びその製品、薬用植物産品 (※1)	政府作成の放射性物質検査証明書及び産地証明書を要求			
	10都県以外	水産物	輸入停止 (※2)			
		その他の食品・飼料	政府作成の産地証明書を要求			
		福島、宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、長野 (10都県)	水産物 (生きている、冷凍、冷蔵、乾燥、またはその他の方法で保存されたすべての水産物)、海塩、海藻 (加工品を含む)	輸入停止 (※)	(※) はALPS 処理水の海洋放出に伴う規制	香港政府経済貿易代表部 電話 03-3556-8980 FAX 03-3556-8968 E-mail tokyo_enquiry@hketotyo.gov.hk
香港	福島	野菜、果物、牛乳、乳飲料、粉乳	輸入停止			
	茨城、栃木、群馬、千葉 (4県)	野菜、果物、牛乳、乳飲料、粉乳	政府作成の放射性物質検査証明書及び輸出事業者証明書を要求			
	福島、茨城、栃木、群馬、千葉 (5県)	食肉、家禽卵	政府作成の放射性物質検査証明書を要求			
	マカオ	福島、宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、長野 (10都県)	生鮮食品、動物性食品、海塩、海藻 (野菜、果実、乳及び乳製品、水産及び水産製品、肉及びその製品、家きん卵等を含む)	輸入停止 (※)		
ロシア	福島、茨城、栃木、群馬、千葉、東京 (6都県)	食品 (水産物を除く)	政府作成の放射性物質検査証明書 (放射性物質検査報告書を添付) を要求	平成23年3月11日より前に生産・加工した食品については、日付証明書	駐日ロシア大使館 電話 03-3583-4224 / 03-3583-5982 Fax 03-3505-0593	消費者権利保護・福祉分野監督庁
	47 都道府県	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物 (※1)	輸入停止 (※2)	(※1) はHSコード分類表の第3類に分類される品目 (※2) はALPS 処理水の海洋放出に伴う規制		

## ① 輸入規制を措置している国・地域（2／2）

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
韓国	青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、千葉（8県）	全ての水産物	輸入停止	ほうれんそう、かきな等は3市町（旭市、香取市、多古町）のみが対象。	駐日大韓民国大使館（経済部） 電話 03-3225-8667 E-mail economic_jp@mofat.go.kr (問い合わせ時には、住所、電話番号、E-mailアドレスを添えること)	(食品医薬品安全処：食品) <a href="http://www.mfds.go.kr/index.do">http://www.mfds.go.kr/index.do</a> (農林畜産食品部：飼料) <a href="http://www.mafra.go.kr/main.jsp">http://www.mafra.go.kr/main.jsp</a>
	福島	ほうれんそう、かきな等、かぶ、梅、ゆず、栗、キウイフルーツ、大豆、小豆、米、原乳、きのこ類、たけのこ、たらのめ、くさそてつ、こしあぶら、せんまい、わさび、わらび、ウド、飼料				
	群馬	ほうれんそう、かきな、茶、きのこ類、飼料				
	栃木	ほうれんそう、かきな、きのこ類、たけのこ、くさそてつ、さんしょう、こしあぶら、茶、たらのめ、せんまい、わらび、栗、飼料				
	茨城	ほうれんそう、かきな等、パセリ、きのこ類、たけのこ、こしあぶら、茶、原乳、飼料				
	宮城	きのこ類、たけのこ、くさそてつ、たらのめ、こしあぶら、せんまい、そば、大豆、米				
	千葉	ほうれんそう、かきな等、きのこ類、たけのこ、茶				
	神奈川	茶				
	岩手	きのこ類、こしあぶら、せんまい、わらび、せり、たけのこ、そば、大豆				
	長野	きのこ類、こしあぶら				
	埼玉	きのこ類				
	青森	きのこ類				
	山梨	きのこ類				
	静岡	きのこ類				
	新潟	こしあぶら				
	山形	きのこ類				
	北海道、東京、神奈川、愛知、三重、愛媛、熊本、鹿児島（8都道県）	全ての水産物	政府作成の放射性物質検査証明書を要求	平成23年3月11日より前に収穫・製造した食品については、日付証明書		
	宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野、静岡（13都県）	全ての食品 (上記輸入停止のもの及び水産物を除く)				
	北海道、青森、岩手、宮城、千葉、東京、神奈川、愛知、三重、愛媛、熊本、鹿児島（12都道県）	養魚用飼料、魚粉				
	青森、岩手、宮城、埼玉、千葉、神奈川、山梨、長野、静岡（9県）	その他の飼料（牛、馬、豚、家禽等）				
	16都道県以外 (北海道、青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、千葉、東京、神奈川、愛知、三重、愛媛、熊本、鹿児島 以外)	全ての水産物	政府作成の産地証明書を要求			
	13都県以外 (宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野、静岡 以外)	全ての食品 (上記輸入停止のもの及び水産物を除く)				

## ② 規制措置の完全解除（1／5）

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
カナダ (これまで右の措置を講じていたが、平成23年6月13日から全て解除)	宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、山梨、長野（12都県） 12都県以外	全ての食品、飼料（原材料を含む）	政府又は指定検査機関作成の放射性物質検査証明書を要求 (3月11日より前に収穫・製造した食品については、その旨を証明できれば上記は不要) カナダにてサンプル検査を実施 取扱業者作成の産出県、保管場所等の証明を要求 カナダにてサンプル検査を実施	適切な書類がないものは、通関を認め難いか判断するため、当局によって留置・検査を実施	駐日カナダ大使館 電話 03-5412-6200	○食品検査庁 <a href="http://www.inspection.gc.ca/english/fssa/imp/earere.shtml">http://www.inspection.gc.ca/english/fssa/imp/earere.shtml</a>
ミャンマー (これまで右の措置を講じていたが、平成23年6月16日から全て解除)	47都道府県	全ての食品	ミャンマーにて検査を実施	ヤンゴン港及びヤンゴン国際空港でのみ実施	駐日ミャンマー大使館 電話 03-3441-9291 FAX 03-3447-7394	
セルビア (これまで右の措置を講じていたが、平成23年7月1日から全て解除)	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、静岡（11都県） 11都県以外	全ての食品、飼料	政府作成の放射性物質検査証明書を要求 セルビアにてサンプル検査を実施	平成23年3月11日より前に収穫・製造した食品については、日付証明書		
チリ (これまで右の措置を講じていたが、平成23年9月30日から全て解除)	47都道府県	穀物、植物の根、塊茎、野菜、果実、肉、肉製品、魚介類・それらの派生品、牛乳・乳製品、幼児用食品	放射性物質検査証明書を要求		駐日チリ共和国大使館 電話 03-3769-0551/03-3769-0755	
メキシコ (これまで右の措置を講じていたが、平成24年1月1日から全て解除)	47都道府県	全ての食品、飼料	輸入をマンサニージョ港、ペラカルス港及びメキシコシティー国際空港に限定		駐日メキシコ合衆国大使館 電話 03-3581-1131/03-3581-1135	
ペルー (これまで右の措置を講じていたが、平成24年4月20日から全て解除)	宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、新潟（7県）	全ての食品	政府作成の放射性物質検査証明書を要求		駐日ペルー大使館 電話 03-3406-4243 FAX 03-3409-7589	
ギニア (これまで右の措置を講じていたが、平成24年6月22日から全て解除)	47都道府県	牛乳及び派生品、魚類その他の海産物	輸入停止		駐日ギニア共和国大使館 電話 03-3770-4640	
ニュージーランド (これまで右の措置を講じていたが、平成24年7月15日から全て解除)	47都道府県	茶	NZにて検査を実施		駐日ニュージーランド大使館 電話 03-3467-2271	ONZ第一次産業省 <a href="http://www.foodsafety.govt.nz/">http://www.foodsafety.govt.nz/</a>
コロンビア (これまで右の措置を講じていたが、平成24年8月23日から全て解除)	宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、山梨、長野（12都県）	全ての食品、飼料	政府作成の放射性物質検査証明書を要求（スペイン語翻訳付き）		駐日コロンビア大使館 電話 03-3440-6451 FAX 03-3440-6724	
マレーシア (これまで右の措置を講じていたが、平成25年3月1日から全て解除) ※放射性物質検査の結果によっては、今後も、必要に応じて規制措置が講じられる可能性あり。	福島 福島県以外	全ての食品	政府作成の産地証明書を要求 マレーシアにて全ロット検査を実施	平成23年3月11日より前に収穫・加工した食品については、日付証明書	駐日マレーシア大使館 電話 03-3476-3840	
エクアドル (これまで右の措置を講じていたが、平成25年4月3日から全て解除)	宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、山梨、長野（12都県） 農畜産品及びその副産品 12都県以外		政府作成の放射性物質検査証明書を要求 政府作成の産地証明書を要求	平成23年3月11日より前に収穫処理された产品については、日付証明書	駐日エクアドル大使館 電話 03-3499-2800/03-3498-3984 FAX 03-3499-4400	
ベトナム (これまで右の措置を講じていたが、平成26年9月1日から全て解除)	福島、茨城、栃木（3県） 3県以外	生鮮食品	ベトナムにて全ロット検査（放射性物質検査証明書があれば検査を省略） ベトナムにてサンプル検査（放射性物質検査証明書があれば検査を省略）		駐日ベトナム大使館 電話 03-3466-3311	
イラク (これまで右の措置を講じていたが、平成26年1月9日から全て解除)	47都道府県	全ての食品	イラク政府指定検査機関作成の放射性物質検査証明書を要求		駐日イラク大使館 電話 03-5449-3231	
豪州 (これまで右の措置を講じていたが、平成26年1月23日から全て解除)	宮城、山形、福島、茨城、栃木、埼玉、千葉、東京（8都県）	水産物（魚類）、茶、乾燥きのこ	豪州にて全ロット検査を実施		駐日オーストラリア大使館 電話 03-5232-4111	○豪州・農水林業省 <a href="http://www.daff.gov.au/aqis/import/food/notices/2009/2012/ifn_0712">(Importing Food from Japan (3 September 2011))</a>
タイ (これまで右の措置を講じていたが、平成27年5月1日から一部の野生動物肉を除き全て解除)	宮城、福島、群馬（3県） 3県以外	全ての食品 (酒類、食品添加物等は対象外)	タイの告示で示された検査機関作成の産地が記載された放射性物質検査報告書を要求 政府作成の産地証明書又は商工会議所作成の原産地証明書（産出県が記載されたもの）を要求	平成23年3月11日より前に収穫・製造した食品については、日付証明書	駐日タイ王国大使館 電話 03-6661-3844 FAX 03-3791-1400 E-mail agrithai@extra.ocn.ne.jp	
ボリビア (これまで右の措置を講じていたが、平成27年11月16日から全て解除)	福島	全ての食品	政府作成の放射性物質検査証明書を要求 ボリビアにてサンプル検査		駐日ボリビア大使館 電話 03-3499-5441	
インド (これまで右の措置を講じていたが、平成28年2月26日から全て解除)	47都道府県	全ての食品	インドにて全ロット検査を実施		駐日インド大使館 電話 03-3262-2391 FAX 03-3234-4866 E-mail	
クウェート (これまで右の措置を講じていたが、平成28年5月13日から全て解除)	47都道府県	全ての食品	指定検査機関作成の放射性物質検査報告書を要求 クウェートにて検査		駐日クウェート大使館 電話 :03-3455-0361	
ネパール (これまで右の措置を講じていたが、平成28年8月8日から全て解除)	47都道府県	全ての食品	ネパールにてサンプル検査を実施		駐日ネパール大使館 電話 03-3713-6241	
モーリシャス (これまで右の措置を講じていたが、平成28年12月15日から全て解除)	47都道府県	全ての食品及び農産物	モーリシャスにてサンプル検査を実施			

## ② 規制措置の完全解除（2／5）

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
イラン (これまで右の措置を講じていたが、平成28年12月6日から全て解除)	47都道府県	全ての食品	イランにてサンプル検査を実施		駐日イラン・イスラム共和国大使館 電話 03-3446-8011	
カタール (これまで右の措置を講じていたが、平成29年4月3日から全て解除)	47都道府県	全ての食品	カタールにてサンプル検査を実施		駐日カタール大使館 電話 03-5475-0611	
ウクライナ (これまで右の措置を講じていたが、平成29年4月14日から全て解除)	47都道府県	全ての食品	ウクライナにて検査を強化		駐日ウクライナ大使館 電話 03-5474-9770	
パキスタン (これまで右の措置を講じていたが、平成29年10月6日から全て解除)	47都道府県	全ての食品	パキスタンにてサンプル検査（放射性物質検査証明書があれば検査を省略） (個人輸入の携行貨物はサンプル検査を除外)		駐日パキスタン大使館 電話 03-5421-7741	
サウジアラビア (これまで右の措置を講じていたが、平成29年11月2日から全て解除)	宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、山梨及び長野（12都県） 12都県以外	全ての食品、飼料 全ての食品、飼料	政府作成の放射性物質検査証明書を要求 放射性物質検査報告書を要求	平成23年3月11日より前に生産・加工した食品については日付証明書	駐日サウジアラビア王国大使館 電話 03-3589-5241	
アルゼンチン (これまで右の措置を講じていたが、平成29年12月8日から全て解除)	宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、新潟（7県） 上記7県以外 47都道府県	全ての食品（種子は対象外） 全ての食品（種子は対象外） 飼料	政府又は亜国家原子力委員会作成の放射性物質検査証明書を要求、政府作成の産地証明書及び輸入業者作成の放射性物質に係る宣誓書を要求 政府作成の産地証明書及び輸入業者作成の放射性物質に係る宣誓書を要求 政府作成の産地証明書を要求		駐日アルゼンチン大使館 電話 03-5420-7101	
トルコ (これまで右の措置を講じていたが、平成30年2月17日から全て解除)	47都道府県	全ての食品及び農水産物（※HSコード第6類を除く） ※切り花、盆栽などの植物	トルコにて全ロット検査を実施			
ニューカレドニア (これまで右の措置を講じていたが、平成30年7月24日から全て解除)	福島 新潟、山梨、静岡 秋田、山形、長野 岩手、宮城、茨城、栃木、群馬、千葉 47都道府県 47都道府県	きのこ類、水産物（ホタテ及び海藻を除く）、米、大豆、柿、フキノトウ、フキ、タラノキ属、タケノコ、ワラビ、ゼンマイ、クサソテツ、コシアブラ きのこ類、コシアブラ きのこ類、タラノキ属、タケノコ、ワラビ、ゼンマイ、クサソテツ、コシアブラ きのこ類、水産物（ホタテ及び海藻を除く）、タラノキ属、タケノコ、ワラビ、ゼンマイ、クサソテツ、コシアブラ 上記の県ごとの放射性物質検査証明の対象品目の使用割合が50%を超える食品及び飼料 上記の品目のうち、上記の放射性物質検査証明の対象となる県以外で生産・加工されたもの、又はそれらの使用割合が50%を超える食品及び飼料	政府作成の放射性物質検査証明書を要求 政府作成の産地証明書を要求	・平成23年3月11日より前に生産、加工された食品・飼料（左記の品目、又はそれらの使用割合が50%を超えるものに限る。）については、日付証明書 ・生産地・加工地が不明な左記の品目の使用割合が50%を超える食品・飼料は、放射性物質検査証明書		
ブラジル (これまで右の措置を講じていたが、平成30年8月21日から全て解除)	福島	全ての食品	政府作成の放射性物質検査証明書を要求 (ポルトガル語翻訳付き)	平成23年3月11日より前に製造・梱包した食品は、日付証明書（ポルトガル語翻訳付き）	駐日ブラジル大使館 電話 03-3404-5211	
オマーン (これまで右の措置を講じていたが、平成30年12月28日から全て解除)	47都道府県	全ての食品 生鮮食品、果実、ミルク（粉ミルクを含む）	日本政府発行の「輸出事業者証明書」の写しを添付又は指定検査機関が発行する放射性物質検査報告書を要求 上記に加え、オマーンにてサンプル検査を実施		駐日オマーン大使館 電話 03-5468-1088	
バーレーン (これまで右の措置を講じていたが、平成31年3月22日から全て解除)	47都道府県	全ての食品	日本政府発行の「輸出事業者証明書」の写しを添付又は指定検査機関が発行する放射性物質検査報告書を要求		駐日バーレーン王国大使館 電話 03-3584-8001	
コンゴ民主共和国 (これまで右の措置を講じていたが、令和元年6月7日から全て解除)	47都道府県	全ての食品及び農業加工品	放射性物質検査証明書を要求等		駐日コンゴ民主共和国大使館 電話 03-5820-1579	
ブルネイ (これまで右の措置を講じていたが、令和元年10月21日から全て解除)	福島 福島県以外	全ての食品 全ての食品	政府作成の放射性物質検査証明書を要求 政府作成の産地証明書を要求		駐日ブルネイ・ダルサラーム大使館 電話 03-3447-7997	
フィリピン (これまで右の措置を講じていたが、令和2年1月8日から全て解除)	福島、茨城（2県） 2県以外 福島、茨城、栃木、群馬（4県） 4県以外	牛肉、野菜・果実、植物、種苗等 水産物	指定検査機関作成の放射性物質検査報告書を要求 産地証明書を要求 指定検査機関作成の放射性物質検査報告書を要求 産地証明書を要求		駐日フィリピン大使館 電話 03-5562-1600	
モロッコ (これまで右の措置を講じていたが、令和2年9月9日から全て解除)	宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野（13都県） 13都県以外	全ての食品及び飼料 全ての食品及び飼料	政府作成の放射性物質検査証明書を要求 政府作成の産地証明書を要求	平成23年3月11日以前に収穫・加工されたものについては日付証明書	駐日モロッコ王国大使館 電話 03-5485-7171	

② 規制措置の完全解除（3／5）

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
エジプト (これまで右の措置を講じていたが、令和2年11月2日から全て解除)	福島、岩手、宮城、茨城、栃木、群馬、千葉（7県）	水産物	政府作成の放射性物質検査証明書を要求		駐日エジプト大使館 電話 03-3770-8022	
	上記7県以外		政府作成の産地証明書を要求			
	47都道府県	全ての食品、飼料 (水産物を除く)				
レバノン (これまで右の措置を講じていたが、令和2年12月10日から全て解除)	47都道府県	全ての食品、飼料	指定検査機関作成の放射性物質検査報告書を要求 レバノンにて検査を実施		駐日レバノン大使館 電話 03-5114-9950	
アラブ首長国連邦 (これまで右の措置を講じていたが、令和2年12月10日から野生鳥獣肉を除き全て解除)	福島	水産物、野生鳥獣肉	指定検査機関が作成した放射性物質検査報告書を要求 輸入国にてサンプル検査が行われる場合がある	(注) 野生鳥獣肉は二国間の検疫条件等が整備されていないため、実質、輸出できない。	駐日アラブ首長国連邦大使館 電話 03-5489-0804	
イスラエル (これまで右の措置を講じていたが、令和3年1月25日から全て解除)	福島	全ての食品	イスラエルにて全ロット検査（経費は輸入者が負担） 左記以外の品目はサンプル検査 (ただし、放射性物質検査報告書があれば検査を免除) 産地が確認できる書類（インボイス等）を要求		駐日イスラエル大使館 電話 03-3264-0911	
	岩手、宮城	穀物（コメを含む）、きのこ類、山菜類、水産物				
	栃木、群馬、千葉	きのこ類、山菜類、水産物				
	福島を除く46都道府県	上記以外の全ての食品	産地が確認できる書類（インボイス等）を要求			
シンガポール (これまで右の措置を講じていたが、令和3年5月28日から全て解除)	福島	全域	水産物、林産物	指定検査機関作成の放射性物質検査報告書に加え、政府作成又は商工会議所作成の都道府県単位の産地証明（商工会議所の場合はサイン証明）を要求	シンガポール国内でのサンプル検査で日本の基準値を超える放射性物質が検出された場合は、当該商品の返送を要求。 産地証明または条件を満たした商用インボイス（左記参照）の提出がない場合、及び産地が間違っている場合通関不可。	シンガポール食品庁 (Singapore Food Agency) Email:sfa_import&export_foodstuff@sfa.gov.sg <a href="https://www.sfa.gov.sg/">https://www.sfa.gov.sg/</a>
		南相馬市、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村	全食品（水産物、林産物を除く）	指定検査機関作成の放射性物質検査報告書に加え、政府作成又は商工会議所作成の市町村単位の産地証明（商工会議所の場合はサイン証明）を要求		
		上記以外の市町村	牛乳・乳製品、食肉・卵・野菜・果物とその加工品、緑茶及びその製品	政府作成又は商工会議所作成の市町村単位の産地証明（商工会議所の場合はサイン証明）を要求 ※商品毎に生産、加工された産地（市町村名）及び数量が英語で正確に記載された商用インボイスにより代替可能		
	福島県以外の都道府県	牛乳・乳製品、食肉・卵・野菜・果物とその加工品、緑茶及びその製品、水産物、林産物	政府作成又は商工会議所作成の都道府県単位の産地証明（商工会議所の場合はサイン証明）を要求 ※商品毎に生産、加工された産地（都道府県名）及び数量が英語で正確に記載された商用インボイスにより代替可能			

② 規制措置の完全解除（4／5）

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
米国 (これまで右の措置を講じていたが、令和3年9月22日から全て解除)	青森	野生のキノコ類	輸入停止	駐日米国大使館 電話 03-3224-5000	○米国食品医薬品局（FDA）： (Import Alert) <a href="http://www.accessdata.fda.gov/cms_ia/importalert_621.html">http://www.accessdata.fda.gov/cms_ia/importalert_621.html</a> (Questions about Food Safety) <a href="http://www.fda.gov/NewsEvents/PublicHealthFocus/ucm247403.htm#importjapan">http://www.fda.gov/NewsEvents/PublicHealthFocus/ucm247403.htm#importjapan</a>	
	岩手	タケノコ、原木クリタケ（露地栽培）、原木シイタケ（露地栽培）、原木ナメコ（露地栽培）、野生のキノコ類、ゼンマイ、野生のコシアブラ、野生のワラビ、クマの肉、シカの肉、ヤマドリの肉				
	宮城	ゼンマイ、タケノコ、野生のコシアブラ、（野生の）タラノメ、原木シイタケ（露地栽培）、野生のキノコ類、ヤマメ（養殖を除く）、ウゲイ、イワナ（養殖を除く）、クマの肉、イノシシの肉、シカの肉				
	山形	クマの肉				
	福島	原乳、野生のタラノメ、クロソイ、タケノコ、非結球性葉菜類（コマツナ、シュンギク、チンゲンサイ、ミズナ、サニーレタス、ホウレンソウ及び他の非結球性葉菜類）、結球性葉菜類（キャベツ、ハクサイ、レタス）、アブラナ科の花蕾類（ブロッコリー、カリフラワー）、クリ、野生のフキノトウ、ゼンマイ、野生のコシアブラ、キウイフルーツ、原木クリタケ、原木ナメコ（露地栽培）、野生のキノコ類、クサソテツ、ワラビ、米、カブ、ウメ、フキ、野生のウワバミソウ、ユズ、ヤマメ（養殖を除く）、ウゲイ、ウナギ、イワナ（養殖を除く）、コイ（養殖を除く）、クマの肉、牛の肉※※、イノシシの肉、ヤマドリの肉、キジの肉、ノウサギの肉、カルガモの肉				
	茨城	野生のキノコ類、原木シイタケ、タケノコ、野生のコシアブラ、ウナギ、アメリカナマズ（養殖を除く）、イノシシの肉				
	栃木	野生のタラノメ、タケノコ、野生のサンショウ、野生のゼンマイ、野生のコシアブラ、野生のワラビ、野生のクサソテツ、原木クリタケ（露地栽培）、原木シイタケ、原木ナメコ（露地栽培）、野生のキノコ類、イノシシの肉、シカの肉				
	群馬	野生のキノコ類、ヤマメ（養殖を除く）、イワナ（養殖を除く）、クマの肉、イノシシの肉、ヤマドリの肉、シカの肉				
	埼玉	野生のキノコ類				
	千葉	シイタケ、コイ、ギンブナ、ウナギ、イノシシの肉				
	新潟	コシアブラ、クマの肉				
	山梨	野生のキノコ類				
	長野	野生のキノコ類、コシアブラ、シカの肉				
	静岡	野生のキノコ類				
英国 (これまで右の措置を講じていたが、令和4年6月29日から全て解除)	福島	きのこ類、一部の水産物（活魚、甲殻類、軟体動物、海藻及び一部の魚種（ブリ・ヒラマサ、カンパチ、マダイ、シマアジ、クロマクロ、マサバ）を除く。）、柿、一部の山菜類（タラノキ属、タケノコ及びコシアブラ）	政府作成の放射性物質検査証明書を要求	駐日英國大使館 <a href="https://www.gov.uk/world/organisations/british-embassy-tokyo.ja">https://www.gov.uk/world/organisations/british-embassy-tokyo.ja</a>		
	山形、山梨、静岡	きのこ類、コシアブラ				
	茨城、長野、新潟	コシアブラ				
	群馬	きのこ類、一部の山菜類（タラノキ属及びコシアブラ）				
	宮城	きのこ類、一部の山菜類（タラノキ属、タケノコ、ワラビ及びコシアブラ）				
	47都道府県	上記の県ごとの放射性物質検査証明の対象品目の使用割合が50%を超える食品及び飼料				
	47都道府県	上記の品目のうち、上記の放射性物質検査証明の対象となる県以外で生産・加工されたもの、又はそれらの使用割合が50%を超える食品及び飼料				
インドネシア (これまで右の措置を講じていたが、令和4年7月26日から全て解除)	宮城、山形、茨城、栃木、新潟、山梨、長野（7県）		下記証明書の要件に加え、インドネシア政府が指定する検査機関作成の放射性物質検査報告書を要求  食肉衛生証明書の添付により輸出が認められている品目：「食肉衛生証明書」の添付を要求 植物検疫証明書の添付により輸出が認められている品目：都道府県名が記載された「植物検疫証明書」の添付を要求	報告書がない場合又は植物検疫証明書に都道府県名の記載がない場合はインドネシアにて全ロット検査	駐日インドネシア大使館 電話 03-3441-4201 FAX 03-3447-1697	インドネシア政府が指定する放射性物質検査の実施機関 <a href="https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/pdf/labo_idn.pdf">https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/pdf/labo_idn.pdf</a>
	牛乳・乳製品、食肉及びその製品、穀物、生鮮果実、生鮮野菜					
	7県以外の40都道府県					

② 規制措置の完全解除（5／5）

E U、ノルウェー、アイスランド (これまで右の措置を講じていたが、令和5年8月3日から全て解除) イスラス、リヒテンシュタイン (これまで右の措置を講じていたが、令和5年8月15日から全て解除)	福島	「野生の」きのこ類、一部の水産物（活魚、甲殻類、軟体動物、海藻及び一部の魚種（ブリ・ヒラマサ、カンパチ、マダイ、シマアジ、クロマグロ、マサバ）を除く。）、柿（乾燥品）、一部の山菜類（野生のワラビ及びコシアブラ）	政府作成の放射性物質検査証明書を要求	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産地・加工地が不明な左記の品目の使用割合が50%を超える食品・飼料は、放射性物質検査証明書</li> </ul>	(EU)右記ホームページを参照	<p>駐日欧州連合代表部 (英語) "Agriculture and Food Safety" <a href="https://eeas.europa.eu/delegations/japan/19226/trade-and-investment-relations_en">https://eeas.europa.eu/delegations/japan/19226/trade-and-investment-relations_en</a></p> <p>よくある質問 (FAQ) : <a href="https://eeas.europa.eu/sites/eeas/files/frequently_asked_questions_08022018-del_jp.pdf">https://eeas.europa.eu/sites/eeas/files/frequently_asked_questions_08022018-del_jp.pdf</a> (日本語) 「農業と食品安全」 <a href="https://eeas.europa.eu/delegations/japan/19227_ja">https://eeas.europa.eu/delegations/japan/19227_ja</a></p> <p>よくある質問 (FAQ) : <a href="https://eeas.europa.eu/sites/eeas/files/frequently_asked_questions_j_08022018-del_jp.pdf">https://eeas.europa.eu/sites/eeas/files/frequently_asked_questions_j_08022018-del_jp.pdf</a></p>
	山形、山梨、静岡、岩手	「野生の」きのこ類				
	茨城、長野、新潟	「野生の」きのこ類、コシアブラ				
	群馬	一部の山菜類（コシアブラ）、一部の水産物（活魚、甲殻類、軟体動物、海藻及び一部の魚種（ブリ・ヒラマサ、カンパチ、マダイ、シマアジ、クロマグロ、マサバ）を除く。）				
	宮城	「野生の」きのこ類、一部の山菜類（タケノコ、「野生の」ワラビ、コシアブラ、ゼンマイ）				
	47都道府県	上記の県ごとの放射性物質検査証明の対象品目又は生産・加工地が不明な上記の品目の使用割合が50%を超える食品及び飼料				
	47都道府県	放射性物質検査証明の対象品目について、当該検査証明書が要求される県以外で生産・加工されたもの、又は放射性物質検査証明書が要求される県以外の品目の使用割合が50%を超える食品及び飼料。				
仮領ポリネシア (これまで右の措置を講じていたが、令和6年5月17日から全て解除)	福島	きのこ類、水産物（活魚、海藻、ホタテ及び漁業用のエサとして使用される水産物を除く）、米、大豆、柿、フキノトウ、フキ、タラノキ属、タケノコ、ワラビ、ゼンマイ、クサソテツ、コシアブラ	※直行便で輸入されるものに限る 政府作成の放射性物質検査証明書を要求	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三国経由で日本から輸入される食品・飼料については対象外</li> <li>・生産地・加工地が不明な左記の品目の使用割合が50%を超える食品・飼料は、放射性物質検査証明書</li> <li>・平成23年3月11日より前に生産・加工された食品・飼料（左記の品目、又はそれらの使用割合が50%を超えるものに限る。）については、日付証明書</li> </ul>		<p>仮領ポリネシア <a href="http://www.presidence.pf/">http://www.presidence.pf/</a></p>
	新潟、山梨、静岡	きのこ類、コシアブラ				
	秋田、山形、長野	きのこ類、タラノキ属、タケノコ、ゼンマイ、コシアブラ				
	岩手、宮城、茨城、栃木、群馬、千葉	きのこ類、水産物（活魚、海藻、ホタテ及び漁業用のエサとして使用される水産物を除く）、タラノキ属、タケノコ、ワラビ、ゼンマイ、クサソテツ、コシアブラ				
	47都道府県	上記の県ごとの放射性物質検査証明の対象品目の使用割合が50%を超える食品及び飼料				
	47都道府県	上記の品目のうち、上記の放射性物質検査証明の対象となる県以外で生産・加工されたもの、又はそれらの使用割合が50%を超える食品及び飼料				
台湾 (これまで右の措置を講じていたが、令和7年11月21日から全て解除)	福島、茨城、栃木、群馬、千葉（5県）	全ての食品（酒類を除く）	産地証明書に加え、以下の検査機関が発行する放射性物質検査報告書を要求 ①中央主管機関が公表している機関 ②その他日本の政府の認証を受けた機関 ③国際認証機関の認証を受けた機関	<p>左記の規制に加え、 ・原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づき、県、市町村又は一部区域からの出荷制限措置がとられている品目は台湾への輸出もできない。</p>	<p>台北駐日経済文化代表処 電話 03-3280-7884 FAX 03-3280-7928 E-mail <a href="mailto:economy@roc-taiwan.org">economy@roc-taiwan.org</a></p>	<p>台湾衛生福利部食品薬物管理署 <a href="https://www.fda.gov.tw/TC/siteList.aspx?sid=12066">https://www.fda.gov.tw/TC/siteList.aspx?sid=12066</a></p>
	47都道府県	全ての食品（酒類を除く）	産地証明書を要求（以下のいずれか） ①政府（地方公共団体を含む） (動植物検疫証明書、自由販売証明書、衛生証明書等も可) ②政府が授權した機関（商工会議所等） ③業者等が公的機関に確認を受ける			